

広島県告示第六百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年六月十四日までの間、縦覧に供する。

平成十九年五月三十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

甲山甲奴上市線

三 道路の区域

区 間		新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
新	旧				
九・一〇	三・〇〇		一一・七〇〇	三四・〇〇	拡幅
	四・三〇〇				

三次市甲奴町福田字大歳三六二番一地从先から
三次市甲奴町福田字大歳三六三番一地从先まで